

1 生徒指導

1 南の生徒指導で目指すもの

児童生徒一人一人の自己有用感、自尊感情を醸成し、*自己指導能力を育成する生徒指導の推進

*自己指導能力：日常生活の中で、どのような行動をとることが最も適切であるかを、児童生徒自らが判断して行動する能力

推進のための四つのポイント

(1) 生徒指導が機能する学校体制を構築する

生徒指導が学校の教育活動全体の中で有効に機能するための指導計画（全体計画、年間指導計画、いじめ防止基本方針等）の見直しとそれに基づく指導体制の構築や研修の充実が必要です。

<指導計画の見直し>

- 学校の教育目標や児童生徒の実態等を踏まえ、生徒指導の目標や指導方針を設定する。
- 学校の教育活動全体で目指す児童生徒像を踏まえ、生徒指導で育てたい姿を具体的に示す。
- 校長が示す指導方針や今年度の重点指導事項、学校のいじめ防止基本方針等を踏まえ、生徒指導の重点取組事項を設定する。
- 「いつ」「どこで」「だれが」「何に取り組むのか」などを年間指導計画に明示する。

<指導体制の構築>

- 道徳教育やキャリア教育、特別支援教育等との関連を図り、担当者間で連携して指導を進める。
- PDCAサイクルで指導を行う体制を整え、学校の取組に対する児童生徒、保護者及び教職員による点検を計画的に行い、改善を図る。

<研修の充実>

- いじめ等の問題行動や不登校の未然防止及び早期発見・即時対応に向けて、学校いじめ防止基本方針等を基にした研修の充実を図る。

(2) 日常的かつ計画的な児童生徒理解に努める

児童生徒理解においては、正しい理解をするための知識と、日頃から一人一人の言葉に耳を傾け、その気持ちを敏感に感じ取ろうとする姿勢が必要です。

- 人間的な触れ合いに基づいたきめ細かな観察を日常的に行うための視点について共通理解を図る。
- 学級担任、学年の教師、教科担任、特別支援教育担当、部活動担当等、全教職員による幅広い視野からの児童生徒理解を進め、共有する。
- 養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による個々の心身の健康状態や特性、家庭の状況の把握とそれらの情報の整理・伝達を全教職員で行う。
- 計画的なアンケートや諸調査、教育相談の実施により、児童生徒の願いや不安、悩み、人間関係の変化等を把握し、それらの情報を共有する。
- 家庭、地域社会及び関係機関等との連携により、児童生徒の地域での生活状況や登下校時の様子、学校外における人間関係等を把握する。

【参考】児童生徒が悩み等を相談しやすい学校の雰囲気づくりを目指した実践例として、毎月の簡易なアンケートの実施や定期的な学級担任との面談のほかに、児童生徒の希望する教職員との教育相談等があります。また、スクールカウンセラーに興味をもたせ相談につなげるために、アンケート用紙にスクールカウンセラーからのメッセージを載せることも有効です。

(3) 「居場所づくり」の取組と「絆づくり」への支援を意図的、計画的に進める

生徒指導を行う際に強調される三つのポイント（自己存在感を実感する・共感的な人間関係を育む・自己決定の場を豊かにもつ）を生かした「居場所づくり」の取組と「絆づくり」への支援を全校で意図的、計画的に進めていくことが重要です。

<教職員による「居場所づくり」の取組>

- 安全で、安心して生活できる学校づくりに取り組む。（ルールとリレーションの確立）
- 生徒指導を行う際に強調される三つのポイントを生かした授業づくりを実践する。（一人一人のよさや興味・関心を生かす授業づくり、共に学び合う楽しさや大切さを実感できる授業づくり、主体的に学ぶために自ら決定できる授業づくり）

<児童生徒主体の「絆づくり」への支援>

- 全ての児童生徒が活躍できるよう支援する。
- 自己有用感を高めることを意識した異年齢交流や地域での体験活動を設定し、適切に関わる。
- 互いに肯定的に評価し合う場面を設定する。

【参考】南教育事務所のWebページには、「生徒指導を行う際に強調される三つのポイントを生かした授業づくりのためのチェックリスト」を掲載しています。自校における共通実践のために御活用ください。

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/23422>

(4) 小・中学校の9年間で児童生徒を育てるための小中連携体制を確立する

小・中学校の9年間で児童生徒を育てる意識を共有し、不登校や問題行動等の未然防止、早期発見・即時対応ができるようにすることが重要です。

- 小中連携会議（生徒指導部会等）を開催し、目指す児童生徒像等を共有するとともに、9年間を見通した年間指導計画や共通実践事項を策定する。
- 小学校在籍時の出欠状況（遅刻・早退、別室登校等を含む）及び支援記録（個別の指導計画・支援計画）等の情報を小・中学校で共有する。
- 定期的な情報交換会、合同研修会を開催する。
- 小・中学校合同での活動を実施する。（あいさつ運動やボランティア活動、地域に貢献する活動等）
- 小・中学校相互の乗り入れ授業を実施する。
- 幼稚園・保育所・認定こども園等とも連携し、情報モラル教育等において、家庭でのルールづくりについて保護者に啓発する。👉 p 8

【参考】不登校やいじめ問題、児童虐待等の事案の改善を目指し、「小・中学校合同ケース会議」を開催することなどが効果的です。小・中学校の管理職・担当者をはじめ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関職員（市町村教育委員会・福祉課、児童相談所等）、地域の方（民生児童委員等）の参加により的確な実態把握と充実した情報交換が可能になります。

少年非行・家出・暴力行為・交通事故及び校内外の事故・不審者事案・児童虐待・非常時等
緊急対応の「さ・し・す・せ・そ」 (さ) 最悪を想定し (し) 慎重に (す) 素早く (せ) 誠実に (そ) 組織対応で

2 情報モラル教育の推進

(1) 児童生徒の情報モラルを醸成するための取組

情報機器端末等の普及や利用の低年齢化に対応していくために、家庭・地域社会及び関係機関等と連携・協働して、情報活用能力の育成を図りながら情報モラルを醸成していくことが重要です。

① 情報モラル教育の実態の理解

- 情報モラル教育の現状及び課題の把握・確認
- 児童生徒の情報機器端末等の利用実態の把握

② 情報モラル教育の指導計画の作成とPDCAサイクルによる取組

- 意図的、計画的に推進していくための共通理解（情報モラル教育全体計画及び年間指導計画の作成・修正、各教科等における連携した取組の確認、幼稚園・保育所・認定こども園等と連携した取組等）
- 情報モラル教育に関する職員研修の充実
- 年度途中、年度末における取組の成果の確認と改善

③ 家庭や地域社会との連携・協働

- 学校での情報モラル教育に関する指導内容等の説明
- 家庭での情報機器端末等の使用に関するルールづくりとその取組の啓発（ルールづくりの例：いつ、どこで、何を、どのくらい）
- 関係機関や専門家等と連携した情報提供及び保護者向け研修会等の積極的な開催  p 34

<県教育庁生涯学習課の取組>

「大人が支える！インターネットセーフティの推進」

社会全体で児童生徒をインターネットによる有害情報やトラブル等から守り、児童生徒がインターネットを健全に利用できるよう、様々な取組を通して安全で安心な利用環境を整える「インターネットセーフティ」を推進しています。各学校において活用してください。

【活用例】◇県庁出前講座→教職員や保護者向けの研修会等における活用

◇大人が支える！インターネットセーフティガイドブック

→全30回の新聞記事とガイドブックを活用した指導案の活用

◇「ネットに少し詳しい」地域サポーター

→授業や研修会において、地域サポーターをゲストティーチャーとして活用

【参考】

子どもにスマートフォンやタブレットの利用ルールを守らせるには、ルールの内容を家族全員で相談して決め、大人も含め家族全員がルールを守っていくことが大切です。

ルールの例（小学校低学年）

□ 見たい、遊びたい時は、お家の人に確認します

□ 遊んでいいのは1日〇時間まで

□ 自分にあったゲームやアプリか、お家の人と確認してから遊びます

□ お布団に入る前は使うのをやめます

□ ご飯の時間は使いません

□ 人が話している時は使いません

【参照】スマホ時代の子育て（内閣府）



県内児童生徒のインターネット利用行動において、不適切な利用行動を把握するネットパトロールを実施しています。令和3年度学校教育の指針にパトロールの仕組みと運用、学校の対応について掲載していますので御覧ください。

(2) 児童生徒の実践力を高めるための取組（児童会・生徒会による取組）

スマートフォン等の情報機器端末やインターネットをコミュニケーションツールとして捉え、具体的にどのように使用するとよいのかについて、児童生徒自身が気づき、考え、実行する、児童生徒の自治的活動による取組が効果的です。

【実践例①】小学校

児童会が自校の課題について問題提起し、代表委員会で話し合い解決策を考える。全校集会でその解決策を紹介し、各自ができることを選択し、取り組む。取組後のアンケート結果を基に解決策を改善する。

【実践例②】中学校

全校生徒が情報機器端末等の使い方について考え、学年生徒会が意見をまとめる。それを基に、全校生徒会で原案を作成し各学年で再検討する。その後全校で利用ルールを決定し、実践する。

【実践例③】幼保・小・中連携

中学校区において、地域の実態を基にしたルールづくりを行い、小・中で実践する。また、園児向けにルールを分かりやすく示したポスターを作成・掲示することにより取組を広める。

情報モラル教育に関する参考資料・情報提供機関

- ・花まるっ教育ネット情報モラル指導情報（秋田県総合教育センターHP）
<https://www.akita-c.ed.jp/e-moral/index.html>

3 教育相談の推進

秋田県教育委員会では、教育相談等を必要とする児童生徒等に対して適切な支援ができるよう、スクールカウンセラーや広域カウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置するなどして、各学校における教育相談体制の充実とともに、不登校やいじめ、暴力行為等の問題行動の改善を図っています。各学校において活用してください。  p 37

スクールカウンセラー （臨床心理士等）	・ カウンセリングによる心理的支援 ・ 全ての中学校に配置	スクールソーシャルワーカー （社会福祉士等）	・ 学校等と関係機関のコーディネート
広域カウンセラー （臨床心理士等）	・ 小学校等へのカウンセリングによる心理的支援 ・ 事故等、突発的事案に対する緊急支援	相談電話（すこやか電話）	・ 南教育事務所に設置
		SNS相談	・ 学校に相談できない事案等に対応

※広域カウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用を希望する際は、南教育事務所へお願いします。